

# 死亡届出をされた方へ

～死亡届出に伴って、いろいろな手続きがあります～

※※戸籍に死亡の記載がされるまで、届書が本籍地に到達してから約1週間かかります。※※

手続きが必要な方	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
印鑑登録をしている方	印鑑登録の廃止による登録証の返却	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証	市民課 登録窓口 ③
世帯主が亡くなった場合	世帯主の変更	<input type="checkbox"/> 本人確認書類	
外国籍の方で在留カード、特別永住者証明書(外国人登録証)をお持ちの方	カードの返納(郵便での手続き)	<input type="checkbox"/> 死亡の記載のある住民票 <input type="checkbox"/> カード、登録証	入国管理局 03-3580-4111
国民健康保険被保険者証をお持ちの方	葬祭費の申請 相続人代表者の選任 被保険者証の返却	<input type="checkbox"/> 葬祭費申請書 <input type="checkbox"/> 相続人代表者選任届 <input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 通帳	国保窓口 ④
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方	葬祭費の申請 相続人代表者の選任 被保険者証の返却	<input type="checkbox"/> 葬祭費申請書 <input type="checkbox"/> 申立書・誓約書 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 <input type="checkbox"/> 印鑑 <input type="checkbox"/> 通帳	
次の医療費助成を受けている方 ・ 子ども医療 ・ 妊産婦医療 ・ 重度障害者医療 ・ ひとり親・寡婦医療	喪失の手続き 未支給金の手続き	<input type="checkbox"/> 医療費受給者証 <input type="checkbox"/> 未支給金がある場合 相続人となる人の通帳	
ひとり親が22歳未満の子を扶養する世帯となる方	ひとり親・寡婦医療の申請	※ケースによって異なりますので、窓口で説明を受けてください	
年金受給者または国民年金加入者	※ ケースによって異なりますので、窓口で説明を受けてください。		年金窓口 ④
児童手当を受けている方 (死亡日の翌日から15日以内の手続きが必要です)	受給者変更のため 新規申請	<input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 (共済組合の方のみ) <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類	元気の泉 子育て世代 包括支援 センター
父または母と18歳未満の子のみの世帯となる方	児童扶養手当の申請 ※遺族年金を受給する場合は要相談	<input type="checkbox"/> 請求者及び児童、死亡の記載がある戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 請求者と児童の健康保険証 <input type="checkbox"/> 請求者の年金手帳 <input type="checkbox"/> 請求者、児童、同居者のマイナンバー <input type="checkbox"/> 請求者の通帳	
児童扶養手当を受けている方	喪失の届出	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	
保育所に入所している子がいる方 保護者に変更がある場合	変更の届出	<input type="checkbox"/> マイナンバーが確認できる書類	
身体障害者手帳をお持ちの方	返還の届出	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	福祉事務所 ①
精神障害者手帳をお持ちの方	返還の届出	<input type="checkbox"/> 精神障害者手帳	
療育手帳をお持ちの方 子が療育手帳をお持ちの方 保護者に変更がある場合	返還の届出 または変更の届出	<input type="checkbox"/> 療育手帳	
自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方	喪失の届出	<input type="checkbox"/> 受給者証	
特別児童扶養手当 特別障害者手当 を受けている方	※ ケースによって異なりますので、窓口で説明を受けてください。		

※裏面につづきます

手続きが必要な方	手続きの内容	必要なもの	手続き窓口
小中学校に就学している子がいる方 保護者に変更がある場合	変更の届出	<input type="checkbox"/> ー	3階 教育委員会
久慈市にある固定資産(土地・家屋)を 相続される方 ※市外の固定資産はその市町村にお問い合わせください	現所有者(相続人代表者)の届出 未登記家屋の所有者移転	※書類をお渡し(送付)しますので、お問い合わせください	税務課 ⑤
	登記している家屋や土地の相続登記	登記申請は法務局へお問い合わせを、それ以外の相談は民間の相談機関等をご利用ください。 岩手県司法書士会(無料相談) TEL:0120-823-815 (火曜・木曜 10時から13時まで)	法務局 二戸支局 0195-25-4811
山林を相続された方	相続に伴う権利移動の届出	土地(山林)の相続をしたことが分かる書類(登記事項証明書等) <input type="checkbox"/> ー	2階 林業水産課 ④
農地を相続された方	相続に伴う権利移動の届出	相続をした土地の地番が分かる書類(登記簿謄本、課税明細書等で地番を確認してください) <input type="checkbox"/> ー	3階 農業委員会
農業者年金に加入していた方	農協への届出	<input type="checkbox"/> ー	
原付自転車(125cc以下) または小型特殊自動車をお持ちの方	廃車譲渡(名義変更)	所有者(届出人)の <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> ナンバープレート(廃車時) <input type="checkbox"/> 標識交付証明書	税務課 ⑤
軽自動車三輪、 軽自動車四輪をお持ちの方	廃車譲渡(名義変更)	必要書類等は下記にお問い合わせください 軽自動車検査協会 岩手事務所 050-3816-1833 【代行】自家用自動車協会久慈支部 0194-53-3358	
軽自動車二輪(126cc~250cc) 二輪小型自動車(250ccを超えるもの) をお持ちの方	廃車譲渡(名義変更)	必要書類等は下記にお問い合わせください 東北運輸局 岩手運輸支局 050-5540-2010 【代行】自家用自動車協会久慈支部 0194-53-3358	
水道を中止したい方	中止の届出	電話・久慈市ホームページより届出可	上下水道部 52-2189 ※郵送でのお手続きも可能です
亡くなられた方の名義で水道等を使用していた場合	名義変更	ー	
亡くなられた方の口座から水道料金等を口座振替していた場合	口座変更・解約	<input type="checkbox"/> 新しく登録したい口座の口座番号がわかるもの(通帳等) <input type="checkbox"/> 銀行印	
給水装置(持ち家等)を所有の方	譲渡申請	ー	
下水道受益者負担金や分担金を分割納付している方	納付書の送付先変更	※ ケースによって異なりますので、お電話ください。	